㉔　平成21年度年末年始期間特別割引Ⅳ

イ　割引をする自動車

高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ　割引率

⑳ロに定める割引率を適用する。

ハ　適用する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

１．⑹のうち、「平成21年度お盆期間特別割引Ⅱ」を「平成21年度年末年始期間特別割引Ⅳ」に、「⑩、⑪、⑫、⑲、⑳、㉓及び㉕」を「⑨、⑩、⑪、⑰、⑱、㉑、㉒及び㉓」に改める。

別表１－２を削り、別表１－３を別表１－２とする。

別表７を次のとおり改める。

別表７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大口	前納	深夜	通勤	通勤Ⅱ	早朝	平夜	平昼	休昼	休特	特区	休夜	東亀	圏連	外環	アクア	障害者	路バス	休バス	年末Ⅰ	年末Ⅱ	年末Ⅲ	年末Ⅳ
大口	×																							
前納	×	×																						
深夜	○	○	○																					
通勤	○	○	○	×																				
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×																			
早朝	○	○	○	×	×	×																		
平夜	○	○	○	×	×	×	×																	
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×																
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×															
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×														
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×													
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×												
東亀	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
圏連	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
外環	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×									
アクア	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×								
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○							
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×						
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×					
年末Ⅰ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○				
年末Ⅱ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×			
年末Ⅲ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×		
年末Ⅳ	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	